

令和6年4月15日(月曜日)



(発信者)  
野々市市 市民協働課 広報広聴係  
電話番号 076-227-6056  
FAX 番号 076-227-6259  
Mail kyoudou@city.nonoichi.lg.jp  
HP <https://www.city.nonoichi.lg.jp>

## 野々市市職員の懲戒処分について

野々市市では令和6年4月12日、次のとおり懲戒処分を行いました。

1 被処分者 総務部 主事 (20代)

2 処分内容 停職6か月

3 処分年月日 令和6年4月12日

### 4 事案の概要

- ・令和6年4月5日、職員が機密文書廃棄用ボックスに、本来保管すべき税務書類36件が廃棄されていることを発見した。
- ・4月8日、これらの書類に残されたメモや事務分担の状況から、廃棄の疑いがある当該職員に聞き取りを行ったところ、他課へ異動することになり、3月30日に自らの机の中等に私的に管理していたこれらの書類を機密文書廃棄用ボックスへ廃棄したことを認めたため、今回の非違行為が発覚した。

### 5 処分の理由

当該職員が公文書である税務書類を不適正に管理し、適切な事務処理を行わず、更にこれらの書類を人事異動に伴い故意に廃棄したことにより、税務の運営に支障を生じさせたため。

### 6 非違行為に伴う影響

発見した税務書類36件すべてを精査した結果、未処理28件、処理済み8件であった。未処理のうち、2件は法人への還付が必要であり、還付額は合計153,100円であることを確認した。

### 7 その他

- ・上記処分に伴い、当時の管理監督者であった、部次長級(50代)及び課長級(50代)を嚴重注意とした。
- ・当該職員は、同年4月12日に辞職願を提出しており、同日付でこれを承認した。

### 【市長コメント】

このたび、本市職員が起こした今回の事案につきましては、公務員としての自覚を欠く行為であり、市民の皆様の信用を大きく損ねてしまったことに対し、心よりお詫び申し上げます。

今後は、より一層、法令の遵守及び適正な事務執行の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

### お問い合わせ先

総務部 秘書課 担当 後道 TEL 227-6022

総務部 税務課 担当 西木戸 TEL 227-6036